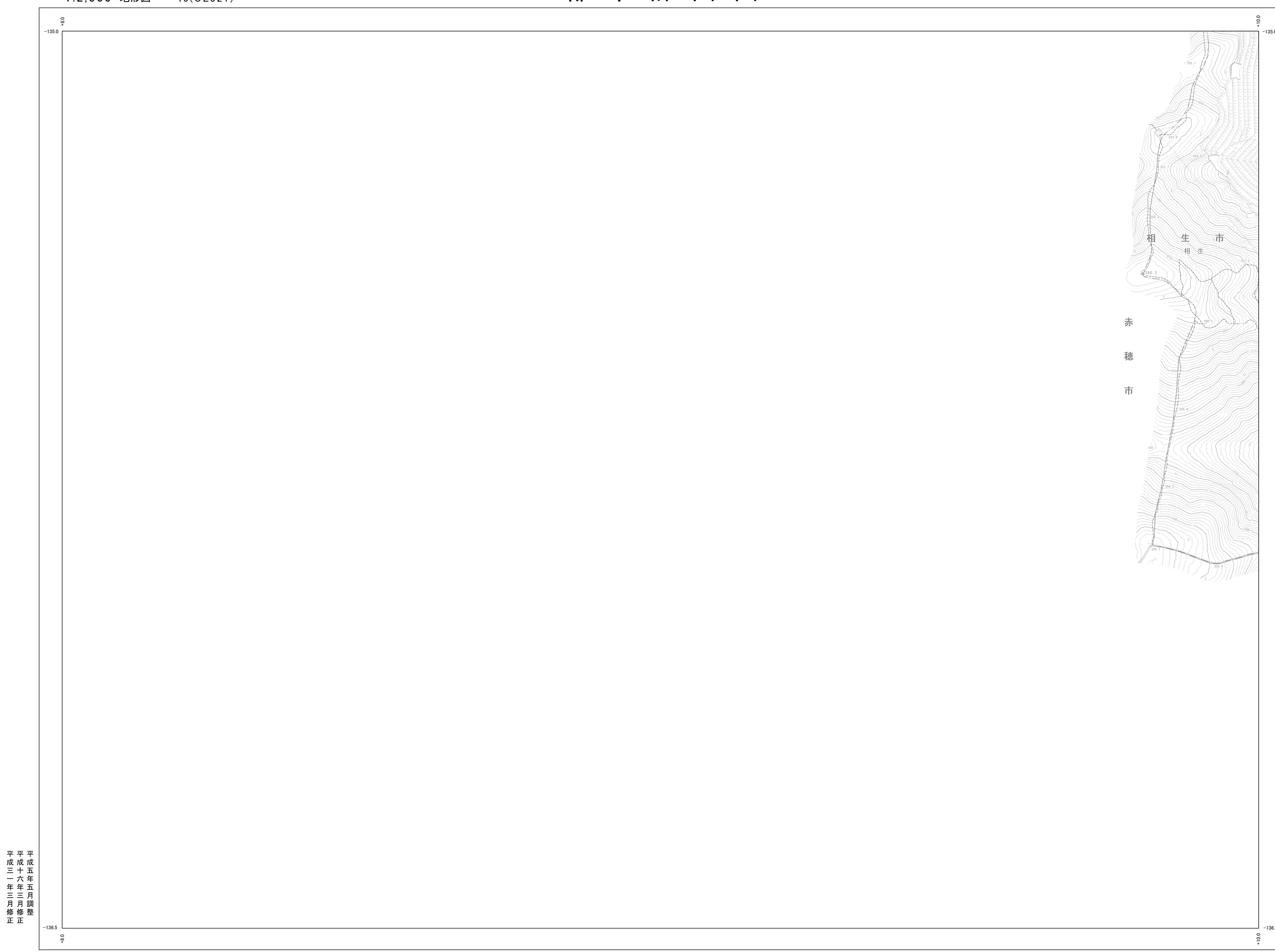


都市計画図

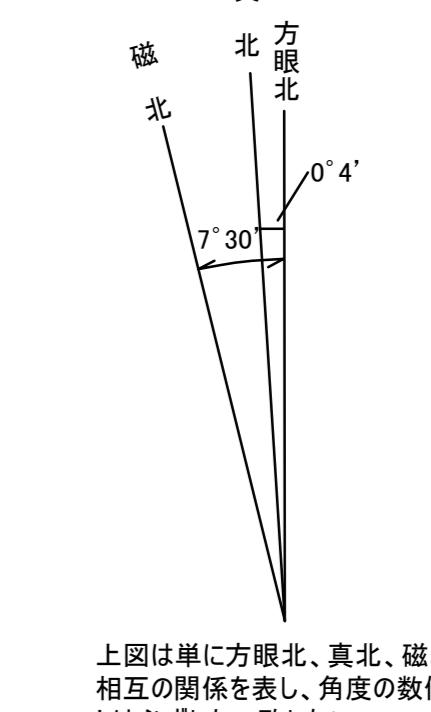
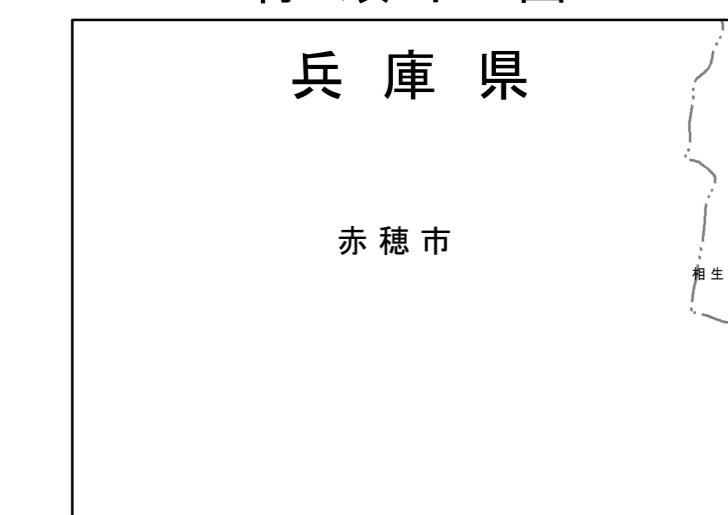
1:2,500 地形図 46(OE521)



索引図

42 (OE423)	43 (OE424)
46 (OE521)	47 (OE522)
	50 (OE524)

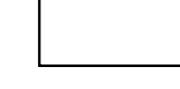
行政区画



凡例

■	都市計画区域界
- - -	行政界
- - - -	市街化区域界
[100 1低層 50]	第一種低層住居専用地域
[150 1中高 60]	
[200 1中高 60]	第一種中高層住居専用地域
[200 1住居 60]	第一種住居地域
[200 準住居 60]	準住居地域
[300 近商 80]	近隣商業地域
[400 商業 80]	商業地域
[200 準工 60]	準工業地域
[200 工業 60]	工業地域
[200 工専 60]	工業専用地域
—→	都市計画街路
—	用途地域界
- - -	容積率界
[200 1住居 60]	容積率 用途名 建ぺい率

46(OE521)



この表示に用いている地図は土地の境界を示すものではありません。
本図の利用によって発生する直接又は間接の損失、損害および障害等について、相生市は一切の責任を負いません。ご利用者は自身の責任と判断でご利用ください。
本図はすべての都市計画の内容を表示しておりません。権利や義務の発生するもの、取り扱い資料となるものなど、重要な事項の確認には別途でお願いします。

この参考図は、本市の都市計画を証明するものではありません。お調べの土地が用途地域等の境界付近にある場合は、市役所までお問い合わせください。

この測量結果は、国土地理院長の承認及び勧言を得て
同院所管の測量成績を使用して得たものである。
(承認番号)平30 近公 第171号

1.撮影 平成4年3月
2.撮影 平成14年10月
3.修正 平成31年3月
※本図は、国土交通省告示第9号による第V座標系
座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第V座標系
投影法は横メルカトル図法
測量基準は、高さの基準は東京湾の平均海面(TP)等高線の間隔は2メートル
測量機関 相生市
測量作業機関 国際航業株式会社

方眼紙は5キロメートル間隔

高さの基準は東京湾の平均海面(TP)等高線の間隔は2メートル